

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷十第

行發日一月三年九正大

論說

消費税に於ける累進課税……………法學博士 神戸 正雄

社會の存續……………文學士 高田 保馬

鎌倉時代の家族制度(二)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(五)……………法學士 本庄榮治郎

所得税均等負擔の理想と實現(一)……………法學士 汐見 三郎

キヤナンの富の概念に就きて(二完)……………法學士 石川 興二

時事問題

家賃騰貴と都市計畫……………法學博士 戸田 海市

官吏の待遇を論ず……………法學博士 小川郷太郎

國庫制度の改定に就きて……………法學士 大森 研造

雜錄

交通機關論の交通論における地位……………法學士 小島昌太郎

米國勞働者家計三十年間……………法學博士 河田 嗣郎

岡山藩の開墾策(二完)……………黑正 巖

所得稅均等負擔の理想と實現(一)

汐見 三郎

第一序 言

第二 所得稅の均等負擔の原則

第三 所得稅の均等負擔の方法

第四 我國に於ける所得の分配狀態

第五 所得稅法修正案の内容

第六 結 論

本號掲載

次號掲載

第一序 言

租稅の社會政策化なる大抱負を以て起草せられた所得稅修正案は、愈々議會に提出せられ只今審議中である。抑も我國に於て所得稅なる者が創めて設けられたのは明治二十年の事であるが、三十二年の新稅法に依り面目一新し其後改正變更相繼ぎ今日に至つたのである。其主なる者のみでも明治三十七年の非常特別稅法、翌三十八年の非常特別稅法中改正、大正二年の所得稅法中改正、同七年の所得稅法中改正の多きを數へる事が出来る。¹⁾

改正法案に對しては種々の批評が試みられてゐる。「政府は自己の煽揚した物價騰貴の結末を

1) 明治財政史、第六卷第六編第一章第一節 1-36 頁、
關口學士、改正所得稅法要義、緒論第一章 1-12 頁、
鈴木學士、帝國稅法論、第三編第二章第二節、277-280 頁、

所得稅增徴に轉嫁するの「不都合を敢てしてゐる」とか、「地租に一切、手を觸れないで所得稅のみを増徴するは餘りに農民黨の本領を發揮してゐる」とかの理由で、隨分手酷しび攻撃をしてゐる人も有る。第一の批難は寧ろ歳出に關する批評又は財政計畫に關する意見であり、第二の論は租稅制度論換言すれば歳入編成論であつて共に所得稅其者には直接の交渉を有してゐない。財政計畫全部に關する議論及び租稅制度に對する批評は凡て先輩に譲り、余は所得稅法改正案其者に對し學術的批判を下したのである。

租稅は一方財政上の目的を達し、他面社會上經濟上の健全なる發達を害せしむる事無きを期せねばならぬ。茲に財政的原則 (Finanzpolitische Prinzipien, Steuererwaltungsprinzipien) 經濟的原則 (Volkswirtschaftliche Prinzipien) 及び社會的正義原則 (Prinzipien der Gerechtigkeit) を生ずるのである。²⁾ 租稅の社會的原則とは正義に適ふ様に租稅を各私經濟に分配する事を意味し、或は公正の原則道義的原則の名が附せられてゐる。此租稅の公正の原則は又自ら次の二つに分れる。各經濟主體をば等質の者の平面的の集合と見、之に租稅を行き渡らしむるのを普遍の原則 (Prinzipien der Allgemeinheit) と云ひ、經濟能力に差等ある者の立體的構成と看做し、之が租稅負擔をば均等ならしめんとするに依り平等の原則 (Prinzipien der Gleichmäßigkeit) が成立するのである。故に社會的原則は平等の原則普遍の原則の二つに分つ事が出来る。租稅の財政的原則、經濟的原則、及び社會的原則中の普

2) 小川博士、租稅論講義、第一編第三章、13-18 頁、
A. Wagner, Finanzwissenschaft. II. 2. Auflage. S. 304-305.

遍の原則よりする改正案の批評は已に十分盡されてゐるから別に繰返す必要も無からう。獨り最後の社會的原則中の平等の原則に至つては論ぜらるべくして論ぜられなかつた重大問題であるから、余は専ら是を主題として研究して見たい。

題して「所得税の均等負擔の理想と實現」と云ふ、即ち租税の社會的原則中の平等の原則なる者の本質を我國所得税に就き調べたのである。由來我國の直接税制度は主義として所得税中心の形式を採つてゐるが、之を實際に徴するに戦前の所得税収入は全經常収入の六%（大正二年度決算）に過ぎない貧弱な状態にあつた。然るに最近の經濟事情の急激の發達は一躍十五%（大正八年度豫算）乃至二十三%（大正九年度豫算）の高位に上らしめた。此くて所得税は我國直接税中の主税たるの地位を名實共に贏ち得たのである。故に本論文の扱ふ所は所得税中の一問題に過ぎないが、總て租税全體に對する余の意見を示すものとなるのである。

余は先づ大前提として經濟原論の教ゆる儘に所得税の均等負擔の原則并に其方法を説明し、次に小前提には我國現代の所得分配状態を統計事實に依り嚴密に示し、此二つの前提の示す所を基準として所得税法改正法案の内容を批判しやうと思ふ。

第二 所得税の均等負擔の原則

最近の學說に従へば、租税は國家公共團體が收入を得んが爲めに強制的に徴收する公課である。故に一般個人經濟の富を取りて之を國家公共團體に移すものと云ふ事が出来る。然らば租税を各個人に如何に配分すべきや、茲に始めて社會的の原則なる者が發生するのである。第一に平面的に考へ各個人經濟に洩れなく行き渡らしめねばならぬ、普通の原則は此要求より出てゐる。次に立體的に其個人經濟の經濟力の優劣に應じ均等に分配せねばならぬ、平等の原則の必要なる所以である。果して然らば此社會的の原則中の平等の原則を如何にして確立すべきか。

租税は經濟現象である。従つて經濟現象としての租税は效用の極大犠牲の極小を目標として進まねばならぬ、最小の犠牲を拂ひ最大の效用を收むる經濟主義 (Hedonic principle) は重要な根本原則である。財政は出づるを量つて入るを制するを旨とする、必要經費の確定は一定金額の租税徴收を要求して止まない、換言せば一般個人經濟より租税の形に於て一定の富を徴し以て國家の財政的必要に應せねばならぬのである。一般個人經濟にとりては租税は一種の犠牲である、故に經濟主義は其當然の結論として、犠牲少く (minimum of disutility) 成るべく無駄をせず (obtain a given result with the smallest comparative means) 出来るだけ少數の人に出来るだけ少い迷惑ですます様に (smallest evil to the smallest number) 一般個人經濟に租税を分配する事を要求する。これ聽て社會の富の全部效用を最大ならしめ (maximum of total utility) 延ては最大多數の人に最大幸福 (Greatest Good to the greatest number) を齎す所以ともなる。然らば各個人經濟の優劣に應じ如何に租税を配分すれ

4) F. Y. Edgeworth, Pure Theory of Taxation (Economic Journal. 1897. pp. 550-571.) T. N. Carver, The Ethical Basis of Distribution & its application to Taxation. T. N. Carver, The minimum Sacrifice Theory of Taxation (Political Science Quarterly. 1904. pp. 66-79.) Edwin R. A. Seligman, Progressive Taxation in Theory & Practice. Part II. Historical Appendix V. F. pp. 235-289. M. Pantaleoni, Pure Economics. Part I. chapter I-II, pp. 3-38.

ば、此經濟主義の理想を實現する事が出来るであらうか。此原則が租稅の均等負擔なる名を以て呼ばれてゐるのである。

(二)

現今の租稅論は所得單一稅を理想としてゐる。従つて租稅の均等負擔を論ずるに當つても先づ課稅物件たる所得の性質を究明するの要がある。小川博士は「個人所得とは或個人經濟の主體が一定期間に規則正しく取得する収入にして之を消費處分するも之が爲に經濟上の地位を害する事無きものを云ふ」と定義し、神戸博士は所得を以て「一定期間(年)に或經濟人に其自由處分の區域に入れる純財産増加并に其受くる所の人的給付及財物利用と解する」を穩當とし、堀切學士は「所得とは他の貨物又は貨幣價値を有する勤勞又は便益にして一定の期日に於て永續的泉源より規則的に發生し自己の利益の爲に處分し得るものなり」と定めてゐる。要するに、(一)主觀的觀念なる事、(二)自由に消費處分し得るものなる事、(三)通常貨幣の形にて表れてゐる事は何れの學說も一致する所である。⁵⁾

所得は已に人的觀念 (personal category) である、さすれば所得は其自身主義ある者で無く、其が財に換えられ其財が其人に一定の效用を齎す事に依つて始めて意義を生ずるのである。故に所得を考へるのには其自身のみで満足しないで必ず最後の効用に迄漕ぎ付けねばならぬ。小川博士の所謂所得稅の主觀性なる觀念は實に胚胎してゐるのである。次に自由に消費處分し得るもの (net or clear income) であるから之を授ずれば其代替物として享樂財生産財を獲得する事が出来る。

5) 小川博士、租稅論講義、第一篇第四章第一節、20頁、
神戸博士、所得稅法に於ける所得の意義(租稅研究第二部第四篇結論 146頁)
堀切學士、所得の性質を論じて所得稅改正案に及ぶ(三田學會雜誌、第十卷第二號 35-66頁)
9) Edwin R. A. Seligman, The Income Tax, Introduction. §. 5. pp. 19-22.
7) 小川博士、租稅論講義、第二篇第一部第一章第一節第二款、137-139頁、

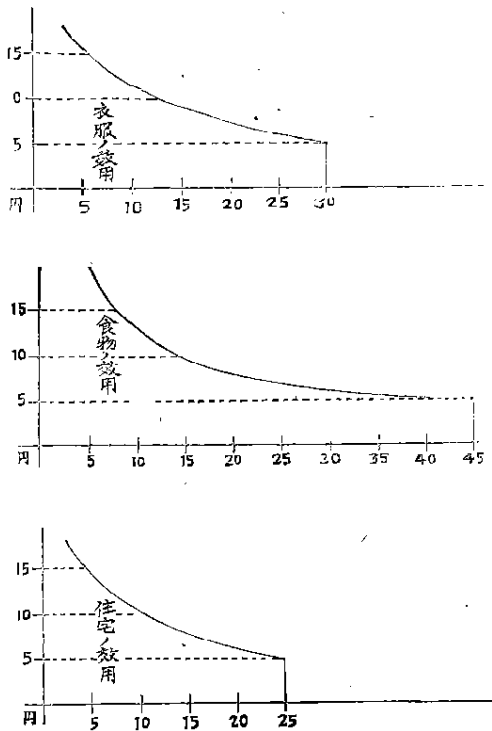
此くて得たる物の中、享樂財に就き效用漸減法則の行はるゝは Jevons 一派の説明した通りであつて、Weber, Fechner の刺激感受遞減の法則と正しく同一思想に出で、ある。然し生産財に就ては多少の疑問存し、或飽和點迄は漸増の傾向を有するが、其後は矢張り漸減法則の支配を免れ得ないのである。最後に所得は貨幣額に依つて示されてゐる事 (Income of money or money's worth) を注意せねばならぬ。然し貨幣と云つても、享樂財生産財と相對し獨立の地位を有する河上博士の所謂交換財たる抽象的貨幣で無くして、其背後に存する生産財享樂財を便宜上此く名付けたに過ぎない。要するに、所得が個人經濟に對して有する意義は生産財たり享樂財として效用を齎す點に存してゐる。而して小所得者は僅に享樂財を得るに止まる故其齎す效用は漸次減少するのみである。大所得者は、享樂財のみに就ては此原則に支配せられるが、尙生産財をも併せ有してゐるから之に就ては或飽和狀態迄漸増法則の行はれるも可能であるが何れは享樂財と同一運命に歸する譯である。現に Bernoulli の如きは Weber, Fechner の先驅者として「増加財産の價値は財産總額に反比例する」と斷言してゐる。⁸⁾ 余は所得の本質に顧み、凡て所得には效用漸減法則行はると假定して議論を進めて行かう。

問題は頗る簡單となつた。租税を各經濟主體に分つには、效用漸減法則行はるゝ各種所得、中より、犠牲が最も少き様に (minimum of disutility) 富を徴せねばならぬ、換言せば、效用漸減法則の支配下にある所得に課税して而も差引最大の效用が残る様に (maximum of net total utility) 租税を分配するを原則とせねばならぬのである。

8) 山崎博士、「コンテナー」と「コーリナー」(國家學會雜誌、第卅卷第九號、79-87頁、)
 左右田博士、貨幣論上の限界效用學說(經濟哲學の諸問題、第二篇七、283-353頁)、
 9) Daniel Bernoulli, Versuch einer neuen Theorie der Wertbestimmung von Glücksfällen.
 千葉學士、精神物理的法則(哲學研究、第一卷、42-58, 211-228, 319-353頁、)

(三)

經濟原論に於ては、限界效用平均の原則又は限界利用均等の法則なる者が、享樂財に就き建設せられてゐる。¹⁰⁾河上博士は此原則を説明して曰く「一定金額にて物を購買する場合には種々なる貨物の限界效用を平均せしむる程度に購入るゝが最大の全部效用を獲得する所以となるものにて即ち限界效用平均の法則は之を換言すれば全部效用極大の法則となる次第である。(中略)更に之を



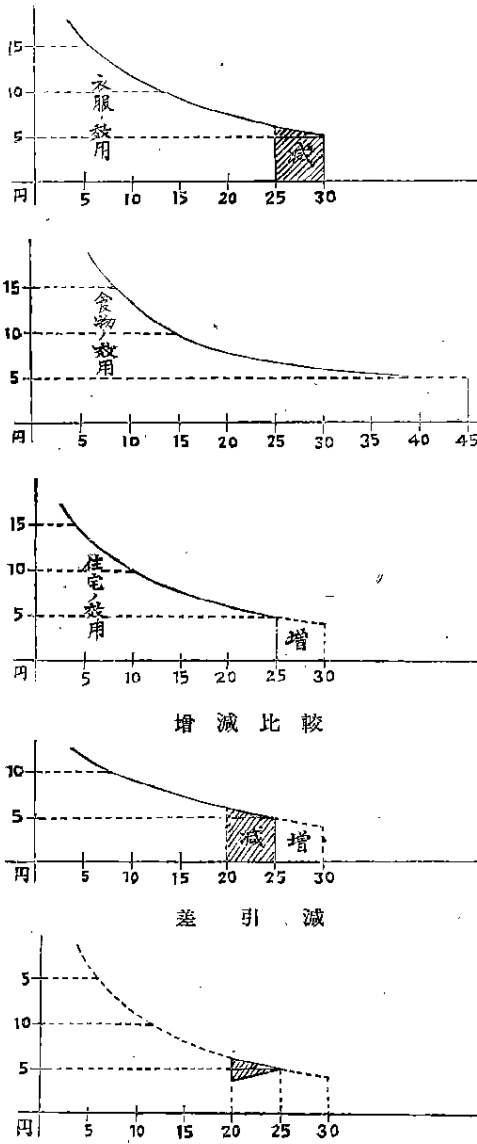
食四十五圓、住二十五圓)と教へたのである。圖表的に云へば、横線を以て金額を示し縦線を以て各享樂財の效用を表せば、最後の縦線たる限界效用が等しくなる様に横線の金額を定めるのが

換言して最大差増の法則と云

ふ事も出来る」と。是は享樂財の購買に充つべき金額一定し(例へば百圓)而して此金額を數種の享樂財(例へば衣、食、住)に分配する場合に、其等享樂財より得る全部效用を極大にするには各享樂財の限界效用が均等(五)となる程度に購入るべし(衣三十圓、

10) 河上博士、經濟原論、第二章第五、109-135 頁、
 福田博士、經濟學講義、第三篇第五章、435-459 頁、
 M. Pantaleoni, Pure Economics. Part I. Chapter II, §. 6. pp. 31-38.

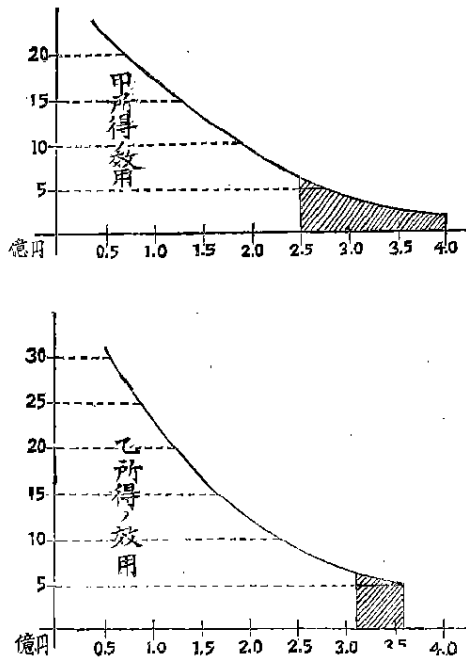
最も此目的に適ふ譯である。若し此場合に此平均(五)を破り、一方の享樂財に充てたる金額の一部(例へば衣服費二十圓の中五圓)を奪ひ他の享樂財(住宅費の二十五圓)に加へる時は結局失ふ所を得る所よりも大となるからである。



而して限界効用が全然均等とならない迄も少くとも均等に近からしむる事が差益をより大ならしむるの所以なるは此圖表の明に示す所である。

此原則は所得税負擔の分配にも適用出来る。例へば大正九年度豫算に於て財政の必要上二億圓の金額を所得税の形式に於て我國民經濟より徴收するの止む無きに至つたとする。此巨額の金額

を如何なる具合に各個人經濟に割當つれば經濟主義の理想に適ふべきか。最も簡單なる場合を考へ假に我國國民經濟が甲乙二箇の個人經濟より成り、甲は四億圓の財産所得を有し其限界効用は



二、乙は三億六千萬圓の勤勞所得を有し其限界効用は五なりとする。而して此場合二億圓をば兩者の限界効用が等しくなる様に換言せば限界犠牲 (marginal disutility) が平均する様に取る事、例へば甲より一億五千萬圓乙より五千萬圓を取り兩者の最後の限界犠牲を六に平均せしむるのが最も犠牲が小である。全部効用極大犧牲小の理想は茲に於て達せられ、租稅の平等の原則は始めて完全なる

適用を見るのである。Edgeworth の主張し Carver の唱道せる租稅の限界犠牲平均の原則 (Equal marginal sacrifice theory of taxation) は實に此根據の上に立脚してゐる。これ余の所謂所得稅の均等負擔の原則である。

11) F. Y. Edgeworth, Pure Theory of Taxation (Economic Journal. 1897. pp. 550-571)
C. F. Bastable, Public Finance. Bk. III. Chapter III. pp. 301-302.

第三 所得税の均等負擔の方法

(一)

假定を重ね條件を附して、一の抽象原理なる山嶺に達した。是より山を下らねばならぬ、種々の特種事情を斟酌せねばならぬ。

以上の議論は凡て二の大なる假定をば前提としてゐる。一は物の側に存する假定であつて所得をば享樂財同様に扱ひ生産財は全く眼中に置かなかつた點である。第二は人の側に存し效用享受なる大事實の前には萬人凡て平等なりと定めたのである。此二大假定は恰も時代精神に吻合し、人の心と國の制度とを結ぶ微妙なる財政の絆を示してゐる。然し要するに假定である。實行に當つては幾多の條件を加へねばならぬ。

余の根本理論は所得の齎す享樂の限界效用を礎石とし其上に築き上げた者である。然らば各人の所得の限界效用は如何なる事情に基き差異を生ずべきか。

所得の量 (Graduation of Incomes) より云へば大所得者の所得の限界效用は小所得者の夫れより遙に小である。累進稅論 (Progression) は是から出發してゐる。

所得の質 (Differentiation of Incomes) より觀れば問題は自ら二つに分れる。一は所得源の種類であつて他は所得の使用方面の差異である。所得源より云へば財産所得即ち收益は勤勞所得よりも限界效用が低い、勤勞所得經課論 (differentiation) は茲に基く。所得使用の目的より云へば家族を多く

有する者、生存必要費あるに止まる者は、然らざる者よりも其所得の限界効用は大である、此く必要費免稅論 (exemption or abatement) を生ずるのである。

限界効用均等の法則は如何に適用すべきか。累進稅論、勤勞所得輕課論、必要費免稅論に就き一々之を明にせんとするのである。¹²⁾

(二)

小所得者の所得の限界効用は常に大所得者の夫よりも大である。茲に累進稅論が生れてくる。然らば限界効用の大なる程度如何。Bernoulliに據れば財産の價値を等差級數的に増すが爲めには財産の額を等比級數的に増さねばならぬ、後世學者が一般享樂財の效用漸減を漠然と説明せるに反し、彼は所得財産の效用漸減を一定の公式にまとめてゐるのである。Weber, Fechnerに先立つ多年、其刺戟感受遞減法則と同一の公式をば極めて複雑なる精神現象に與へた事は興味深き事實である。

所得の齎す効用は Bernoulli の云ふが如き者なりやは疑問である。否漸減に一定の方式ありやは第二として、漸減する事其自身も頗る異論多き所である。若し所得が享樂財のみに使用せらるゝ者ならば、享樂財には效用漸減法則行はるゝが故に、所得にも限界効用均等の法則を無條件に應用し極端なる累進稅を課し以て所得平等なる社會主義者の理想を實現するのの一策である。然し大所得者の所得は先づ最初の小部分を享樂財に使用し其殘部をば殆んど凡て生産財に充てるのが常である。生産財なる者は其本質上可なり高き程度に迄效用漸増法則に支配せられ、其範圍

- 12) 小川博士、租稅論講義、第一篇第五章第二節第二款、64-66 頁
Kennan, Income Taxation. Chapter I. pp. 9-15.
Edwin R. A. Seligman, The Income Tax, Introduction. §§ 6-8. pp. 22-34.
- 13) Carver, The Ethical Basis of Distribution & its Application to Taxation.
山崎博士、經濟原論、第四篇第六章第二節、322-325頁

内に於ては限界效用均等の法則を裏切つてゐる。従つて生産財の方面より見れば極端なる累進税の適用は全然意味無き者となる。此點に關し Carver が巧なる説明を下してゐる。彼は租税の齎す損失を二に分ち、一を生産事業の萎微 (repression of industry & enterprise) として生産上に及ぼす影響を示し、二を納税者の負擔する犠牲 (sacrifice to those who pay the taxes) と名付け消費上の影響を意味し、後者のみより見れば没收に近き累進税を適用すべき等の處前者を顧慮して穩健なる累進税を採用すべしと結んでゐる。此くの如き議論は妥協的と云へばせうも云へる。然し今日の私有財産制の下に在りて漸進的に社會政策の理想を實現せんとする財政學者の立場よりせば、此二元論は最も當を得たものである。¹³⁾

累進税は之を分ち税率の累進税と課税物件の累進税とに區別する事が出来る。課税物件の累進税とは税率を一定の比率に定め課税物件のみを變更して累進税を課する方法である、Caseel は此方法を深く調べてゐる。¹⁵⁾ 然し通常各國に行はれてゐるのは税率の累進税である。税率の累進税は單純累進税、複雜累進税、超過累進税の三に分つ事が出来る。White は對數を應用して極めて合理的の複雜累進税を案出してゐる。¹⁶⁾ 超過累進税に就ては Secall の有益なる研究が發表せられてゐる。¹⁷⁾ 此等の研究は何れも未成の域を脱しないがどうかして累進に合理的根據を與へんとする貴重なる努力の結晶である。

此等諸意見を綜合すると、二の累進税の原則が成立する。第一には累進する事が必要である、即ち課税物件の數量價格の増大するに従ひ税率を相當高く増し、最小限として社會政策的目的を達

14) 下村博士、財政學、第三篇第二部第四章第一節第五款、480-487頁

15) G. Caseel, The Theory of Progressive Taxation (The Economic Journal, 1901. pp. 481-491)

16) Douglas White, Reform of Income Tax & Estate-Duty (The Economic Journal, 1911. pp. 371-386)

17) J. E. A. Siggall, Graduation of Income Tax (The Economic Journal, 1915. pp. 136-141)

する程度に迄累進するを要するのである。第二に累進を穩健にし最大限として個人の經濟的活動を阻止せしめない事を要す。即ち累進の進み方を餘り急激ならしめず特に大所得者が小所得者よりも小なる殘額を受取る様な事をしてはならぬ、超過累進の制是より起る、加之累進の最高限を定め無限に稅率を上ばす事を避けねばならぬ、これ所謂形式的累減 (Reduction) の必要なる所以である。第三に簡明直截なる稅法を制定せねばならぬ、民衆の理解し得ない社會政策的立法なる者は存在し得ないからである。Edgeworth も大體之と類似の原則を掲げてゐる。¹⁸⁾

(三)

次は所得の質の問題である。勤勞所得輕課論必要費免稅論の名を以て呼ばれてゐる。

個人所得は其由つて來る源より見る時は三種に區別する事が出来る。純然たる勤勞より來るもの即ち勤勞所得と、純然たる財産より來るもの財産所得と、兩者の混合たる財産勤勞共働の所得とが之である。所得金額が同一の場合でも、勤勞所得は財産勤勞共働の所得財産所得の何れよりも、又財産勤勞共働の所得は財産所得よりも、其限界效用の大なるは明なる事實である。従つて限界效用平均の原則は茲にも適用を見るのである。所得金額の大小の差異ある場合には累進率に依り限界效用平均の目的を達したが、勤勞所得輕課の際には之と異り控除査定の方法が採用せられてゐる。これ一般所得稅に依る綜合累進の行はるゝ國に於ける租稅技術上の要求である。故に本問題は結局控除査定額を如何に定むべきかに歸するのである。

稅法審査委員會では勤勞所得より四割、財産勤勞共働の所得より二割を差引き其殘額に對し恰

18) F. Y. Edgeworth, Methods of Graduating Taxes on Income & Capital (The Economic Journal, 1919, pp. 138-153)

も財産所得の金額に對すると同一率を課すべしと提案してゐる。即ち勤勞所得の控除金額決定の問題をば、現今一定の勤勞所得を有する人が其所得の幾分を割きて貯蓄する時は老衰又は死亡の際に相當の所得を生ずべき元本資本を構成し得べきやと云ふ問題を解し、平均勤勞年限を二十五年本邦に於ける平均金利を五歩とし、還元法複利計算を用ひ結局四割控除と云ふ答案を得てゐる。而して財産勤勞共働所得には、財産所得の十割と勤勞所得の六割との中をとり二割を控除し殘額八割に課税する事としたのである。然し其後税法整理案審査會の成案に依ると勤勞所得よりは三割財産勤勞共働所得よりは一割五分を控除し殘額に課すべしと改めてゐる。

或は本問題を生命保險の保險料算定とも考へる事が出来る。即ち勤勞所得者が其所得の幾割を割き尋常終身保險純保險料として納むる時は死後相當の所得を生ずる財産に等しき保險金を懐にする事が出来るかと云ふ問題である。英國十七會社表に依り二十五歳の者の年拂純保險料を求め

$$P_{25} = \frac{M_{25}}{N_{25}} = \frac{9,328,362}{638,626.5} = 0.01472$$

となる、所得を五歩で還元すると三割 ($0.01472 \times 20 = 0.2944$) を、四歩で還元すると四割 ($0.01472 \times 25 = 0.368$) を貯蓄する必要がある。結局勤勞所得の二、四割を控除するのが至當である。

所得は又其使用の目的より見て自由所得と生活必要費とに區別する事が出来る。生活必要費とは生活を支える最小限の費用であるから其限界效用は限無く高いのである。故に國家は限界效用均等の必要からしても生活必要費には絶対に手を下し得ないのである。神戸博士は、租税の原則

19) 税法審査委員會審査報告、第三章第二款、110-120 頁、
税法整理案審査會審査要録、租税整理法律案、所得税法中改正法律案、

及び根據に稽へ且つ國民的自覺を一般國民に普及する爲めに最小活資免稅の制度に大なる疑問を抱き傾聽すべき反對意見を發表してゐられるが、余は通説に従ひ生活必要費免稅に賛成する者である。

上記の最低生活費は通常人を目標とし租稅法が一様に定めたのであるが、更に老人子供不具者等不生産者を養つてゐる家庭では必要費は是以上に上らざるを得ない。即ちかゝる事情の下に在つては同一金額の所得にても然らざる者よりも其限界效用が頗る高いのである。茲にも亦控除査定又は累進等級の引下の方法を講ずる必要がある。

(四)

限界效用均等の原則に基く所得税の均等負擔の法則をば以上諸種の方法で達成せんとするのが余の主張である。

此法則は徹底的に行へば社會主義者の理想と同一結論に達するが故に常に二重の批難が加へられてゐる。第一は生産重視論であつて「富の分配の不平等ありて始めて生産起り國運進むに拘らず却つて悪平等を理想とするが如きは不可なり」と主張し、第二は異質尊重論で「此種の説は本來差異ある人をば同質なりと曲解するに出づ」と攻撃するのである。勿論彼等の攻撃も或程度迄當つてゐる。然し余も生産を重んじてこそ形式的累減で満足し、異質を慮るが故に小所得輕課必要費免稅を是認したのである、是以上生産を顧慮し、是以外に異質を過重するが如きは租稅の本質上出来難い相談である。

20) 神戸博士、最小活資の免稅 (租稅研究、第一部第三篇、75-124頁)

Edwin R. A. Seligman, The Income Tax, Introduction. §. 7. pp. 25-29

或は比例税又は累減税に止むる時は大所得者をして資本を集積せしめ限界效用小なる巨額の財を擁せしむるが故に生産事業を刺戟する所以となるかも知れない。然し是は餘りに資本の力に頼り過ぎた議論である。國家社會主義の行はるゝ現代に在りては官業の擴張の傾向著しく大小の生産は専ら國家の掌中に移らうとしてゐるから民間の資本を偏愛するの要は已に已に消失してゐるのである。

又異質を曲解し、小所得者は浪費し財の效用を發揮する事少きに反し、大所得者は多々益々辨するが故に、悪平等の同質論は不可なりと云ふ人がある。然し此は餘りに現代を遠ざかつた議論である。教育の普及は各人の效用享受能力を均等に近からしむるにあらざるか、又現代國家は消費の前には各人平等なりとの假定の上に建つてゐるではないか。

穩健なる累進と、勤勞所得輕課、生活必要費免除の三方法。所得税の均等負擔の原則は此の如き方法に基き始めて實現せらるゝ者なる事は疑を容れないのである。(未完)